

一般社団法人日本認知症ケア学会
代議員選出規則

2015年5月23日 施行

2018年6月16日 改定

2019年5月25日 改定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本認知症ケア学会の定款第2章第12条の代議員の選出に関し必要な事項を定める。

(代議員)

第2条 本会の代議員は、次のとおりとする。

- (1) 選挙代議員 立候補による選挙区別選挙により選出された者
- (2) 推薦代議員 被選挙権を有し、専門分野等を考慮して理事会から推薦された者。ただし、理事選挙権および被選挙権は有さない。

(選挙区)

第3条 この選挙の選挙区は、別表に掲げるとおりとする。

(定数)

第4条 代議員の定数は、次のとおりとする

- (1) 選挙代議員 正会員100人の中から1人の割合(端数四捨五入)とし、選挙が行われる年の6月30日の正会員数により決定する。
- (2) 推薦代議員 45名以内

(公示)

第5条 正会員に選挙権、被選挙権の有無および所属選挙区、定数等を公示しなければならない。

2. 公示後1か月以内は選挙管理委員会への異議申し立てを認める。

(任期)

第6条 代議員の任期は、定款第2章第13条により4年とし、再任を妨げない。

(選挙管理)

第7条 代議員の選出のために選挙管理委員会をおく。選挙管理委員会は、理事長が推薦し、理事会が承認した理事および代議員若干名をもって構成され、委員長1人を互選する。

2. 選挙管理委員会は次の事業を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 投票用紙の作成・配布・回収
- (3) 開票および投票の有効・無効の判定
- (4) 当選者の公示
- (5) その他、選挙が正当に行われるために必要な事項

(選挙の時期)

第8条 この選挙は、現代議員の任期終了日の6か月前までに実施しなければならない。

(選挙権)

第9条 正会員は選挙権を有する。なお、選挙権の及ぶ範囲は所属選挙区のみとする。

2. この選挙の選挙人は、この選挙の行われる年の6月30日までに登録されている正会員とする。ただし、住所不明者、投票までの間に正会員でなくなった者および選挙の行われる年の6月30日までの会費が未納であった者は除くものとする。

(被選挙権)

第10条 この選挙の被選挙人は、選挙が行われる年の6月30日までに会員歴が3年以上の正会員とする。なお、被選挙権の及ぶ範囲は所属選挙区のみとする。ただし、住所不明者、投票までの間に正会員でなくなった者および選挙の行われる年の6月30日までの会費が未納であった者は除くものとする。

(所属選挙区)

第11条 選挙人および被選挙人が所属する選挙区は、選挙が行われる年の6月30日に登録されている選挙人の連絡先の所在地により定める。

(立候補)

第12条 代議員になろうとする者は、被選挙権を有する正会員1名(立候補者本人を除く)または、地域部会からの推薦を得た、立候補届出書を、所定の期日までに選挙管理委員会に提出しなければならない。

2. 被選挙権を有する正会員が推薦できる代議員立候補者は、2名以内とする。
3. 地域部会は、選挙区の定数の1割(端数切捨て)までの被選挙人を推薦することができる。

(立候補者の公示)

第13条 選挙管理委員会は、立候補届出書に基づき、立候補者名簿を作成し、選挙人に公示しなければならない。

(選挙方法)

第14条 この選挙は、原則としてインターネット方式により実施し、投票は無記名投票とする。

2. 投票は3人以内の連記とする。

(投票の管理)

第15条 選挙管理委員長は投票期間中に投票された票を受理し、開票日まで厳重に保管しなければならない。

(開票)

第16条 この選挙の開票は、選挙管理委員会が定めた日に、選挙管理委員が行う。

2. 開票中に発生した疑義は、選挙管理委員会において協議し、処理する。

(投票の無効)

第 17 条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 所定の投票手順を行わなかったもの。
- (2) 選挙の期日までに投票しなかったもの。
- (3) その他、選挙管理委員会が無効と認めたもの。

(当選者)

第 18 条 この選挙の当選者は、選挙区ごとに、得票数の多いものから順に決定し、定数に達するまでの者とする。

2. 定数に達する順位の方が複数のときは、会員歴の長い順とし、会員歴が同等の場合は生年月日が遅い者とする。
3. 立候補者数が定数に達しない場合は、立候補者を当選者とし選挙は行わない。

(結果の公示)

第 19 条 選挙管理委員長は、選挙の結果を正会員に公示しなければならない。

(選挙の疑義)

第 20 条 正会員は、代議員の選挙に関して疑義を選挙管理委員会に申し出ることができる。

(選 任)

第 21 条 代議員は、社員総会により承認されるものとする。

(欠員の補充)

第 22 条 選挙区ごとの代議員の欠員は、補充しない。ただし、選挙区の代議員総数が半数以下となったときには、欠員となっている選挙区について補充選挙を行う。

2. 前項ただし書きの欠員には、代議員の選挙区間の移動によるものは含まないものとする。

(規則の変更)

第 23 条 この選出規則は、理事会の議を経、社員総会の承認を得なければ変更することができない。

(雑 則)

第 24 条 この選出規則のほか、代議員の選任に関し必要な事項は、別に定める。

(別 表) 代議員の選挙区および都道府県

北海道	北海道
東 北	青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島
関東	茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 海外
北陸・甲信越	新潟, 山梨, 長野, 富山, 石川, 福井
東 海	岐阜, 静岡, 愛知, 三重
関西	滋賀, 京都, 奈良, 大阪, 兵庫, 和歌山
中国・四国	鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知
九州・沖縄	福岡, 佐賀, 長崎, 大分, 熊本, 宮崎, 鹿児島, 沖縄